

浄化槽保証制度に関する規約

制定 平成 23 年 10 月 3 日
沿革 平成 25 年 5 月 30 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規約は、「会員の入会等に関する規程」に基づき、会員が納める賦課金のうち、浄化槽保証制度に関する必要な措置を講ずることにより、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設として県民の信頼を確保するとともに、公共用水域等の水質保全に資することを目的とする。

(制度の対象等)

第 2 条 この規約に定める浄化槽保証制度は、浄化槽の適正な施工・維持管理を確保するため関係する業者の責任で行う事業で、次の各号の制度を総称し、対象は新設される 50 人槽以下の浄化槽で全国浄化槽推進市町村協議会の定める「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録されたものとする。

- (1) 浄化槽中間立会検査制度
- (2) 浄化槽工事保証制度
- (3) 浄化槽水質保証制度

(関係者の責務)

第 3 条 前条の保証制度を担う関係者の責務については、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽製造業者は、浄化槽の中間立会検査に係る費用を負担するものとする。
- (2) 浄化槽工事業業者は、浄化槽の工事保証に係る経費を負担するものとする。
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者（以下「維持管理業者」という。）は、浄化槽の水質保証に係る保証採水に要する経費を負担するものとする。
- (4) センターは、保証制度が円滑に推進するよう努めるものとする。

(保証期間)

第 4 条 第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する保証制度による浄化槽の保証期間は、使用開始の日から 3 年間とする。

ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から 1 年間とする。

(浄化槽中間立会検査制度)

第 5 条 浄化槽中間立会検査制度は、浄化槽の設置工事を担う浄化槽工事業業者（特例浄化槽工事業業者を含む）の適正な施工を確保するため、センターが中間立会検査を行うものである。

- 2 浄化槽工事業業者は、浄化槽の設置にあたって浄化槽法で規定する技術上の基準を遵守しなければならない。
- 3 浄化槽工事業業者は、浄化槽の埋設日の 3 日前までに、センターに工事の中間立会検査を申し込まなければならない。
- 4 センターは、前項の申込みに基づき、中間立会検査を行うものとする。
- 5 前項の規定に関わらず、センターの特別な認定を受けた浄化槽設備士については、自ら設置する浄化槽について適正な工事を確認するものとする。

(浄化槽工事保証制度)

第 6 条 浄化槽工事保証制度は、法定検査等により浄化槽の機能に異常があると判明し、原因者が特定できない場合又は原因者による費用の負担が著しく困難な場合はセンターが修補工事を実施するものである。

なお、原因が特定できる場合には、当該原因者の責任において機能の正常化のために修補等必要な措置を講ずるものとする。ただし、10 人槽以下の浄化槽については、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽機能保証制度を適用するものとする。

- 2 浄化槽管理者（浄化槽工事業業者及び維持管理業者を含む）及び関係行政機関は、浄化槽の機能に異常が生じた場合、センター会長に原因等の審査を申し込むことができる。
- 3 センター会長は、前項の保証の業務を行う場合、第 9 条に規定する浄化槽保証制度審査委員会に付託するものとする。

(浄化槽水質保証制度)

第 7 条 浄化槽水質保証制度は、浄化槽の適正な水質を確保するため、センターが本制度に基づく浄化槽を対象に保証採水を行うものとする。

- 2 前項の保証採水は、法第 7 条検査実施後の概ね 6 ヶ月経過後に BOD 検査を行う。
ただし、保証採水の結果、検査値が基準を超える場合は、法第 11 条検査の判定を踏まえ、同検査実施後の概ね 6 ヶ月経過後に再度保証採水を行うものとする。
- 3 維持管理業者は、浄化槽法で規定する技術上の基準を遵守しなければならない。

- 4 センターは、浄化槽の使用開始前の初回の保守点検実施時に浄化槽工事業者が維持管理業者（ハウスメーカー等含む）への工事完了引き渡しに立ち会う等、浄化槽管理者と維持管理業者との委託契約を確認するものとする。
- 5 センターが前項の立ち会いができない場合には、当該浄化槽工事業者は工事完了届出をセンターに提出するものとする。
- 6 水質保証制度に係る費用については、維持管理業者に賦課金の納入義務が生ずる。

（保証シールの交付）

第 8 条 センター会長は、法定検査及び保証採水の結果により、適正と確認された場合、「センター保証シール」を当該浄化槽の事業委託を受けている浄化槽保守点検業者に交付するものとする。

（浄化槽保証制度審査委員会）

第 9 条 センター会長は、第 6 条第 2 項に基づき会員等から審査の申立てがある場合には、保証制度の業務に係る審査等を行うため、浄化槽保証制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員構成は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽製造者を代表する者 1 名
- (2) 浄化槽工事業者を代表する者 1 名
- (3) 浄化槽保守点検業者を代表する者 1 名
- (4) 浄化槽清掃業者を代表する者 1 名
- (5) 学識経験者 1 名
- (6) その他、センター会長が必要と認める者

3 委員は、センター会長が委嘱する。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその任にあたる。

6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、やむを得ない事由で委員を辞任した場合、新たに後任者を選任することができる。また、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（審査委員会等の役割）

第 10 条 センター会長は、会員等から保証等の申立てがあった場合には、10 日以内にこれを審査委員会に付託するものとする。

2 委員会は、前項の申立てについて必要な審査を行い、その結果を委員長からセンター会長に書面により報告するものとする。

（規約等に反する措置）

第 11 条 センター会長は、前条の審査結果で原因者として特定された者が修補の指示に従わず、これにより保証制度に対する信頼が損なわれるおそれがあると判断されるときは、理事会の審議に付するものとする。

（会員等の責務）

第 12 条 会員は、定款及びこの規約を遵守し、かつ保証制度が円滑に運営できるよう、センターは会員等の連携を密にするように努めなければならない。

2 会長は、会員が賦課金を 1 年以上滞納し催告に応じない場合は、理事会の審議に付するものとする。

（規約の改正）

第 13 条 この規約の改正は、理事会において承認を得た後、総会において議決を経なければならない。

（補則）

第 14 条 この規約の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、一般社団法人兵庫県水質保全センターの設立の登記の日から施行する。

（定款細則の浄化槽機能保証制度等の廃止）

2 次に掲げる定款細則等は、廃止する。

- (1) 定款細則第 5 条の浄化槽機能保証制度
- (2) 浄化槽の機能保証に関する規則

（経過措置）

3 従前の「浄化槽の機能保証に関する規則」に基づく水質検査については、第 1 項の設立の登記日以前から 2 年以内の 7 条検査実施時期を踏まえ保証期間内に該当する浄化槽全てを対象に行うものとする。